

設置場所

防火対象物の居室、廊下、通路、便所、浴室その他の共用部等で、二以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸で区画された部分（平成22年検討会報告書の設置基準案を引用）
※ 常時人のいない場所等については利用実態に応じて設置しないことができることとしてはどうか。

設置方法

